

労働安全衛生法における化学物質に係る特殊健康診断の概要

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

有害業務について健診を実施することを規定

(健康診断)

第66条 (略)

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

3~5 (略)

労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)

特殊健診の対象とする業務について規定

第二十二条において法第六十六条第二項の政令で定める有害な業務として以下を規定。

- ・有機溶剤を取り扱う業務又はそのガス、上記を発生する場所における業務
- ・鉛等を取り扱う業務又はその蒸気、粉じんを発生する場所における業務
- ・四アルキル鉛の製造、混入、取扱いの業務又はそのガス、蒸気を発生する場所における業務
- ・特定化学物質を製造し、もしくは取り扱う業務または製造等が禁止されている有害物質を試験研究のために製造し、もしくは使用する業務
- ・ベンジジン、ベータナフチルアミン等の物を過去に製造し、または取り扱っていたことのある労働者で現に使用しているもの

有機溶剤中毒予防規則
(昭和47年労働省令
第36号)

鉛中毒予防規則
(昭和47年労働省令
第37号)

四アルキル鉛中毒
予防規則
(昭和47年労働省令
第38号)

特定化学物質障害
予防規則
(昭和47年労働省令
第39号)

特殊健診の健診項目等について規定